ACSES ニュースレター_２１８９号（2021 年 10 月４日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（26 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇セブンのおでん自主回収、関西　オニオンスープ使用〈Web 報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:石油ふろがまで火災等〈消費者庁〉
・島根大医学部教授を停職３カ月　入札情報漏らす〈新聞報道〉
◇事故、事件の続報
〇三菱電機　不正検査隠ぺい問題
・三菱電機、柵山会長が辞任　不正検査で引責〈新聞報道〉／後絶たぬ不正　三菱電、険しい改革への道〈Web 報道〉／「言ったもん負けの文化」　三菱電機の調査報告書から〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・10 月 10 日は「転倒予防の日」、職場での転倒予防に取り組みましょう！～転倒による労働災害が多発しています～〈厚生労働省〉
・毎年 10 月は「LP ガス消費者保安月間」です〈経済産業省〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・福島第一原発の排気フィルター４割超破損…東電、２年前は公表も原因調査も行わず〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 健康安全
◇過重労働解消
・過重労働解消キャンペーン〈厚生労働省〉
・11 月は「過労死等防止啓発月間」です〈厚生労働省〉
◇教員の残業代求める訴訟 裁判長が教員の勤務環境改善を付言〈放送報道〉
◇令和３年度「世界患者安全の日」について〈厚生労働省〉
[4] 食品安全衛生関係
◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産省・環境省告示第８号）〈官報〉
[5] 廃棄物関係
◇10 月は 3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進月間です！〈経済産業省〉
[6] 温暖化対策関係
◇「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」について〈農林水産省〉
◇「次世代型太陽電池の開発」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画を策定しました〈経済産業省〉
◇「洋上風力発電の低コスト化」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画を策定しました〈経済産業省〉
◇“温室効果ガスさらなる排出削減が必要“ COP 準備会合で一致〈放送報道〉

茶(チャ)

[7] 環境安全関係
◇「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」の閣議決定及び意見募集の結果について〈環境省〉
[8] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　２件　　［調査実施］　１件
[9] その他省庁発表
◇【重要】雇用保険マルチジョブホルダー制度について〈厚生労働省〉
◇雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 170 号）〈官報〉
[10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　１９件　　［開催記録、報告、資料等］　２件
[11] 海外の化学物質管理情報
○国際：５件　　○欧州：24 件　　○英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）：１件
○米国：13 件　　○オーストラリア：４件
[12] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：２件　　◇その他：３件
[付録]
◇雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 170 号）〈官報〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇セブンのおでん自主回収、関西　オニオンスープ使用
＜共同通信　2021 年 10 月 1 日＞　https://nordot.app/816624396861472768?c=39546741839462401

セブン―イレブン・ジャパンは１日、兵庫を除く関西の２府３県の店舗で販売しているカップタイプのおでんを自主回収すると発表した。一部商品にオニオンスープが誤って入っているためで、スープに含まれる「乳成分」や「豚肉」にアレルギーのある人は食べないよう呼び掛けている。

対象は「味しみおでん」の 10 月 3 日午前 3 時が消費期限のもので、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山の２府３県の店舗に納入された。該当の店舗の売り場から商品は既に撤去した。現時点で健康被害の報告はないという。

問い合わせは、通話無料のプライムデリカ宝塚工場お客様相談窓口、電話（0120）777855。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:石油ふろがまで火災等
＜消費者庁　2021 年 10 月 1 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025806/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_211001_01.pdf

１．ガス機器・石油機器に関する事故：３件
（うち石油ふろがま１件、ガストーチ１件、密閉式（ＢＦ式）ガスふろがま（ＬＰガス用）１件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：該当案件なし
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：６件
（うちエアコン１件、椅子（ソファー、ベッド兼用）１件、扇風機（充電式）１件、自転車２件、食品乾燥機１件）

・島根大医学部教授を停職３カ月　入札情報漏らす
＜朝日新聞　2021 年 9 月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP9Y71TZP9YPTIB00G.html

島根大は 29 日、業者に入札情報を漏らしていたなどとして、医学部の 50 代の教授を停職 3 カ月の懲戒処分にしたと発表した。処分は 15 日付。

大学によると、教授は 2016 年、医学部付属病院（出雲市）の医療機器に関する入札情報を、事前にキヤノンメディカルシステムズ（本社・栃木県大田原市）の従業員に漏らした。また 15 年 2 月から 19 年 5 月までの間、同社の従業員らから飲食の提供、出張時の送迎、観光の付き添いの提供、物品の提供などを受けた。飲食の接待は約 40 回、9 万 5 千円相当だったという。

19 年 7 月、不正があったという同社からの通報を受け、大学が 20 年 4 月に調査委員会を設置して事実関係を調べてきた。調査委では刑法犯に該当する事実は確認できず、告訴はしないという。

29 日、大学の松江キャンパスで藤田達朗理事と鬼形和道医学部長が会見。藤田理事は「今後このような不祥事を起こすことのないよう、再発防止に取り組む」と述べた。

◇事故、事件の続報

○三菱電機　不正検査隠ぺい問題

・三菱電機、柵山会長が辞任　不正検査で引責

＜日経新聞　2021 年 10 月 1 日＞ https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC014NA0R01C21A0000000/

・後絶たぬ不正　三菱電、険しい改革への道

＜時事ドットコム　2021 年 10 月 2 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021100101261&g=eco

三菱電機は１日､鉄道車両用装置などの検査不正をめぐる調査委員会の報告書を受け､再発防止策を発表した。６月の発覚以降も不正が相次いで見つかり、問題の根は深い。漆間啓社長は「報告書の指摘を真摯（しんし）に受け止め、再発防止にしっかり取り組む」と出直しを誓うが、課題は山積しており、風土改革と信頼回復への道は険しい。

報告書では、長崎製作所（長崎県時津町）と名古屋製作所可児工場（岐阜県可児市）での検査不正を対象としている。ただ、６月以降、他に三つの拠点での不正が明らかになった。調査委は全２２拠点を対象に調査を続ける。全従業員へのアンケートでは品質に関わる問題の申告が２３０５件に上り、全容はいまだ見えない。

一連の問題の原因として挙げられたのが風通しの悪さだ。会長を辞任した柵山正樹氏は１日の記者会見で､「最も大きな問題は経営層と現場の断絶だった」と語った。調査委が「外に物は言いにくい、一部からは上司に物が言いにくいと聞く」と指摘するように、組織の自浄作用も働かなかった。

一方、調査委から「工場あって会社なし」と組織の閉鎖性を指摘されながら、顧客との取り決めを軽視するなど自社の論理を優先する企業体質は皮肉にも各工場で共通している。不正に対し罪悪感を抱くことなく、長年顧みることもなかった。体質改善は至難と言える。

三菱電機はガバナンス（企業統治）の強化に加え、「上に声を上げやすい」「失敗を許容する」企業風土の実現に取り組むという。検査不正だけではなく、過労死など労務問題も相次ぐ同社が悪弊を根絶できるのか、掲げた改革の実行力が問われている。

・「言ったもん負けの文化」　三菱電機の調査報告書から

＜日経新聞　2021 年 10 月 1 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC01AAI0R01C21A0000000/

三菱電機が 1 日に公表した調査報告書には、品質不正の経緯のほか、三菱電機の企業体質をうかがわせる従業員の証言が示されている。

「長崎製作所には、『言ったもん負け』の文化のようなものがある」（170 ページ）

従業員が上司に改善提案をしても、声を上げた担当者に改善作業を丸投げしてしまっては、現場は解決困難な問題であるほど報告をためらうようになる。長崎製作所のある従業員は「言い出した者が取りまとめになり、業務量の...

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・10 月 10 日は「転倒予防の日」、職場での転倒予防に取り組みましょう！

～転倒による労働災害が多発しています～
＜厚生労働省　2021 年 10 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8jMPH25d2nfcn2hY
10 月 10 日は日本転倒予防学会が制定する「転倒予防の日」です。
このたび、厚生労働省と消費者庁は、日本転倒予防学会と協力して、「転倒予防の日」を契機に、国民に対する転倒予防の呼びかけを行うこととしました。
職場での転倒災害は、令和２年で 30,929 件（休業４日以上）と労働災害で最も多く、近年増加傾向にあります。今年も前年同期比で約２割増（令和３年９月速報値）と大きく増加しています。転倒災害は、その約６割が休業１か月以上と重症化するものも多く、特に 50 代以上の女性で多く発生しています。
転倒予防は、女性や高齢者が益々活躍できる社会の実現のためにも、大変重要な課題です。
事業者の皆さまにおかれては、「転倒予防の日」を契機に、下記の広報資料を参照の上、事業場での転倒予防の取組を実施していただくようお願いします。
なお、厚生労働省では、下記参考のとおり、労働災害が特に増加傾向にある小売業（食品スーパー及び総合スーパー）及び介護施設の業界団体に対し、転倒予防の取組を含め労働災害防止の取組の実施を要請しています。

・毎年 10 月は「LP ガス消費者保安月間」です
＜経済産業省　2021年10月1日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211001008/20211001008.html?from=mj
---

□*大災害、原発事故対策*
[福島原発事故]
・福島第一原発の排気フィルター４割超破損…東電、２年前は公表も原因調査も行わず
＜読売新聞　2021 年 10 月 2 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20211002-OYT1T50067/
東京電力は９月３０日、福島第一原発の汚染水浄化設備の排気フィルター全７６か所のうち、４割超の３２か所が破損していたと発表した。２年前にも同じフィルターの破損が判明したが原因調査をせず、公表もしていなかった。東電は不具合の公表に関する取り扱いを見直すとしている。
同原発では８月、汚染水を浄化処理する多核種除去設備（ＡＬＰＳ(アルプス)）で警報器が作動。処理で生じる放射性廃棄物の保管容器に取り付けられたフィルターで破損が見つかった。
東電はその後、ＡＬＰＳのフィルター全７６か所を点検し、他の破損も確認。保管容器の換気時に想定以上の強い圧力がフィルターにかかるなどしたとみている。
この影響でＡＬＰＳが約１週間停止したが、放射性物質の環境中への漏えいはなく、作業員への影響もなかったという。
フィルターの破損は２０１９年７～１０月にも見つかったが、東電は当時、フィルター交換だけで済ませていた。
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021年10月2日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21430.html
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 10 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=i3B0hMUBz9FnyscZY
・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 10 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21432.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年 10 月 3 日版）
＜厚生労働省　2021 年 10 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21431.html
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました

＜厚生労働省　2021 年 10 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=v0RAsPE1--VT_uYtY

◇マスコミ報道　見出し

・米コロナ死者数、70 万人超える 全世界の 14%　ロイター集計
＜Reuters　2021 年 10 月 2 日＞
https://jp.reuters.com/article/health-coronavirus-usa-casualties-idJPKBN2GR4GS

[対策・予防]

◇省庁発表

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 10 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6isXB3ZFwm_Eg3BY
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2021 年 10 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=i3B0hMUBz9FnytMZY
・病床・宿泊療養施設確保計画
＜厚生労働省　2021年10月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00057.html
・新型コロナウイルス感染症の病床・宿泊療養施設確保計画について更新しました
＜厚生労働省　2021年10月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00056.html
・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター／診療・検査医療機関等の情報を更新しました
＜厚生労働省　2021年10月1日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jyushinsoudancenter.html
・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 10 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00023.html
---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について更新しました
＜厚生労働省　2021年10月1日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html
・海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書について
＜厚生労働省　2021年10月1日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 10 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o1hcr00p5_lP4vgxY
・新型コロナワクチンの接種後の健康状況調査
＜厚生労働省　2021年10月1日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkoujoukyoutyousa.html
・新型コロナワクチンの副反応疑い報告について
＜厚生労働省　2021年10月1日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_hukuhannou-utagai-houkoku.html

・コロナワクチン重いアレルギー509 件　厚労省部会　9 月 12 日まで
＜朝日新聞　2021 年 10 月 2 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASPB16HP2PB1ULBJ008.html?iref=comtop_7_03

・検査数、海外の１割以下　無料化・回数上積みなお途上
＜日経新聞　2021 年 10 月 2 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA304BA0Q1A930C2000000/
「問い合わせは増えたが、ほとんど売れていない」。ヒジカタ薬局（東京・新宿）は 9 月 28 日から新型コロナウ

イルスの感染を調べる「抗原検査キット」を扱い始めたが、販売は低調だ。
医療用キットを家庭で使えるように厚生労働省は薬局での販売を「特例」解禁した。同店での販売価格は１箱 10 回分で１万 6500 円。個包装されておらずバラ売りも難しい。規制のため、店の奥で管理し薬剤師がいる時しか買えない。家庭で気軽に、...

・**コロナ、飲み薬で死亡リスク半減**　開発の米メルク、使用許可申請へ
＜共同通信　2021 年 10 月 2 日＞　https://nordot.app/816837358464598016?c=39546741839462401
　米医薬品大手メルクなどは１日、開発中の新型コロナウイルス感染症の飲み薬について、患者の入院や死亡リスクを半減させる効果がみられたとの臨床試験結果を発表した。米国内での緊急使用許可の申請を急ぐとともに、世界各地でも製造販売承認の取得を目指したいとしている。
　開発中の薬は「モルヌピラビル」。点滴など医療関係者の関与が必要だった従来の薬とは異なり、自宅で服用できるため、医療機関の負荷が軽減されるとの期待もある。
　試験に参加したのは発症から５日以内の入院していない成人で、症状は軽度から中程度だった。肥満や高齢など一つ以上の重症化リスクがあった。

・米加州、生徒に接種義務化　FDA が正式承認後
＜共同通信　2021 年 10 月 2 日＞　https://nordot.app/816788287344214016?c=39546741839462401

◇**大学等関係**
・サークル・外食費↓、勉強時間↑　大学生の生活、コロナで一変鮮明　日本学生支援機構
＜朝日新聞　2021 年 10 月 1 日＞　https://www.asahi.com/articles/DA3S15062582.html
　コロナ禍の影響で、大学生がサークル活動や外食に使うお金は減り、勉強時間は急増――。日本学生支援機構が全国の大学生を対象に生活状況を調べたところ、こんな傾向が浮かび上がった。収入に占める奨学金の割合がやや増え、経済状況が苦しくなっている様子もうかがえる。
　　機構は2004年度から隔年で調査を実施。収入・支出の額や時間の使い方などを尋ねてきた。20年度は全国の4・2万人を対象に実施し、42％(昼間部)が回答。調査結果(速報値)がこのほどまとまった。
　機構によると、19年12月～20年11月の１年間の収入は、前回調査から3・7％減って平均192万7600円。このうち、アルバイトが占める割合は19・0％で1・1ポイント減。一方、奨学金の割合は19・4％で1・4ポイント増となった。
　支出額は5・3％減の平均181万3千円で、調査開始以来最低となった。サークルや部活などの課外活動費は44・4％減の2万300円、通学費は30・7％減の4万4700円、食費は10・5％減の16万円だった。新型コロナ対応の緊急事態宣言などでキャンパスが閉まり、「サークル活動が縮小し飲み会が減るなど、生活が一変した様子が見て取れる」と機構の担当者は話す。
　調査では、１週間の生活時間の使い方も尋ねた。「授業の予習・復習、課題など」に６時間以上を費やした学生の割合は50・9％で、前回から23・0ポイントも増えた。担当者は「オンライン授業が増えるなか、リポートなどの課題がこれまでより多く出されて学生たちが時間をかけていることがうかがえる」としている。

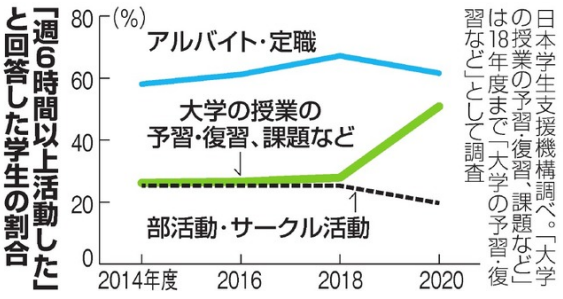

「週６時間以上活動した」と回答した学生の割合

・虐待受けた 18 歳を救えない国　「大学はぜいたくか」生活保護を問う

＜朝日新聞　2021 年 9 月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP9X5WMCP9XUTFL00S.html
---

◇マスコミ報道　見出し
・来月末までに医療提供体制の見直しを 厚労省が都道府県に通知
＜NHK　2021 年 10 月 2 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211002/k10013287351000.html
・第 6 波に向けた医療体制の見直し　厚労省が都道府県に通知
＜毎日新聞　2021 年 10 月 1 日＞
・コロナ病床確保計画、見直しへ　厚労省、第 6 波に備え都道府県に通知
＜朝日新聞　2021 年 10 月 2 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPB16T5RPB1ULBJ006.html

・大阪市保健所、過労死ライン超え 4 割超　第 5 波で月 218 時間残業も
＜毎日新聞　2021 年 10 月 2 日＞　https://mainichi.jp/articles/20211001/k00/00m/040/127000c
・「ステイホーム」できない人はどこへ行けばいいのか？ 自宅療養の推進で明らかになった“自宅格差”の実態
＜文春オンライン　2021 年 10 月 2 日＞　https://bunshun.jp/articles/-/48787
・ブレイクスルー感染拡大、県「基本的な対策を怠らないで」
＜読売新聞　2021 年 10 月 3 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20211003-OYT1T50061/
****
[3] *健康安全*
◇*過重労働解消*
・過重労働解消キャンペーン
＜厚生労働省　2021 年 10 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=v0RAsPE1--VT_vItY
「過重労働解消キャンペーン」を 11 月に実施します。
　過労死等防止対策については、過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 27 年７月 24 日策定、令和３年７月 30 日変更）に基づき取組を行ってきました。しかしながら、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は近年低下傾向にあるものの引き続き高く、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められるほか、過労死等に係る労災認定件数も引き続き高水準で推移しています。
　このような状況の中、平成 31 年４月１日から、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による改正後の労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）において、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、また、令和２年４月１日から時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されたため、きめ細やかな周知等を通じ、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた気運の醸成を行う必要があります。
　このため、厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を 11 月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進するため、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知・啓発等の取組を集中的に実施します。
実施期間　令和３年 11 月１日（月）から 11 月 30 日（火）までの１か月間

・11 月は「過労死等防止啓発月間」です
～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～
＜厚生労働省　2021 年 10 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6isXB3ZFwm_EhnBY
　厚生労働省では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しています。
　月間中は、国民への啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の削減や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、土曜日に過重労働等に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」等を行います。

「過労死等」とは･･･業務における過重な負荷による脳血管疾患又は心臓疾患を原因とする死亡、
もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又は
これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

【取組概要】

１　国民への周知・啓発

・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、47 都道府県 48 会場（東京は２会場）でシンポジウムを開催します（無料でどなたでも参加できます。）。

［参加申込方法］事前に下記ホームページからお申込みください。

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/

・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

国民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

過労死等防止啓発ポスター

過労死等防止啓発パンフレット

過労死等防止啓発リーフレット

２　過重労働解消キャンペーン（詳細は別紙や下記の特設ページを参照ください。）

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

［過重労働解消キャンペーン特設ページ］

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html

---

◇<u>教員の残業代求める訴訟 裁判長が教員の勤務環境改善を付言</u>

＜NHK　2021 年 10 月 1 日＞　https://www3.nhk.or.jp/lnews/saitama/20211001/1100012576.html

公立学校の教職員に対し、月給の４％分が上乗せして支給される代わりに、残業代が支払われないことについて、不当な長時間労働が横行しているとして残業代の支払いを求めた裁判でさいたま地方裁判所は原告の教諭の訴えを退ける一方、「法律は教育現場の実情に合っていないと思わざるを得ない」と述べました。

公立学校の教職員には、月給の４％分にあたる「教職調整額」が支給される代わりに、時間外や休日の勤務を行っても残業代などは出ません。

ただ、教職員の健康を守るため時間外や休日の勤務を命じる場合は、実習や学校行事、職員会議など４つの項目についてやむをえない場合に限られています。

これについて埼玉県内の公立小学校に勤務する６０代の男性教諭が、校長に命じられて４つの項目以外の緊急性のない業務を強いられたとして未払い賃金などの支払いを求めていました。

１日の判決でさいたま地方裁判所の石垣陽介裁判長は、「『教職調整額』はあらゆる業務の時間外勤務に対する手当てと解釈できる。原告が校長に命じられた業務によって事務処理ができない状況が常態化しているとは言えない」として訴えを退けました。

一方で、判決の最後には、「多くの教職員が校長に命じられて一定の時間外労働をせざるを得ず、『教職調整額』を定めた法律は教育現場の実情に合っていないと思わざるをえない。法律を含めた給与体系の見直しなどを早急に進め勤務環境の改善が図られることを切に望む」と述べました。

判決について原告の弁護士は、「今の教育現場は問題があり、今の法律にも改善の検討が必要だと裁判長が述べた画期的な判決だ」と述べたうえで、控訴する考えを明らかにしました。

一方、原告の教諭は、裁判のあとの報道陣の取材に対し、「今の無賃残業の現状を日本が認めてはいけない。判決で請求が退けられたこと自体は残念だが、明日からの教員の働き方が変わると思うと少し前進できたと感じる」と述べました。

埼玉県教育委員会は、判決について「県の主張が認められたものと考えています」とコメントしています。
【石垣裁判長の付言】
さいたま地方裁判所の石垣陽介裁判長は、「教育現場の実情としては、多くの教職員が学校長の職務命令などから一定の時間外勤務に従事せざるを得ない状況にあり、月給の４％の『教職調整額』の支給を定めた法律は、もはや教育現場の実情に適合していないのではないかとの思いを抱かざるを得ず、原告が裁判を通じて社会に問題を提起したことは意義がある」と述べました。
そのうえで、「将来を担う子どもの教育を一層充実したものにするためにも、現場の教職員の意見に真摯（しんし）に耳を傾け、働き方改革による業務削減を行い、勤務実態に即した適正給与の支給のために、勤務時間の管理システムの整備や、法律を含めた給与体系の見直しなどを早急に進め、教育現場の勤務環境の改善が図られることを切に望む」と述べました。

◇令和３年度「世界患者安全の日」について
＜厚生労働省　2021 年 10 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6isXB3ZFwm_EuHBY
　　9 月 17 日は「世界患者安全の日」です　　世界患者安全の日　2021
****
[4] ***食品安全衛生関係***
◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産省・環境省告示第８号）
　　［官報］　令和３年 10 月 1 日　本紙　第 586 号　9 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20211001/20211001h00586/20211001h005860009f.html
承認を受けた遺伝子組換え生物等の種類の名称：除草剤耐性トウモロコシ
****
[5] ***廃棄物関係***
◇10 月は 3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進月間です！
＜経済産業省　2021 年 10 月 1 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211001009/20211001009.html?from=mj
****
[6] ***温暖化対策関係***
◇「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」について
＜農林水産省　2021 年 10 月 1 日＞　https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/mokusan/211001.html
林野庁は、今般、建築物に利用した木材の炭素貯蔵量を国民や企業に分かりやすく表示するため、「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」を定めましたので、公表します。
1.趣旨
木材は、森林が吸収した炭素を貯蔵していることから、国内における木材の主な用途である建築物等において木材の利用を進めることは 、「都市等における第 2 の森林づくり」として、2050 年カーボンニュートラルの実現など地球温暖化防止への貢献が期待されています。
木材利用の一層の促進を通じた地球温暖化防止を図るため、今般、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を国民や企業にとって分かりやすく表示する方法を示したガイドラインを定めましたので、公表します。
2.ガイドラインの内容
建築物の所有者、建築物を建築する事業者等が、HWP※の考え方を踏まえて、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を自らの発意及び責任において表示する場合における標準的な計算方法と表示方法を示すものです。
※ Harvested Wood Products（伐採木材製品）の略で、京都議定書第二約束期間からパリ協定下において、国内の森林から伐採・搬出された木材を製材、パネルなどとして建築物等に利用した場合にその炭素蓄積量の変化量を温室効果ガス吸収量等として計上できることとされている。
建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン
　　https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/mokusan/attach/pdf/211001-1.pdf

・「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」の策定について
＜農林水産省　2021 年 10 月 1 日＞　https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/riyou/211001.html
---

◇「次世代型太陽電池の開発」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画を策定しました
＜経済産業省　2021 年 10 月 1 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211001010/20211001010.html?from=mj
---

◇「洋上風力発電の低コスト化」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画を策定しました
＜経済産業省　2021 年 10 月 1 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211001011/20211001011.html?from=mj
---

◇“温室効果ガスさらなる排出削減が必要“ COP 準備会合で一致
＜NHK　2021 年 10 月 3 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211003/k10013288471000.html
気候変動対策の国連の会議「COP26」の準備会合がイタリアで開かれ、世界の平均気温の上昇を 1.5 度に抑えることを目標にさらなる温室効果ガスの排出削減の必要性が確認され、今月末から始まる本会合で各国が具体的な取り組みに向けて合意できるか注目されます。
COP26 の準備会合は先月 30 日からイタリアのミラノで行われ、アメリカで気候変動問題を担当するケリー特使や各国の閣僚などが参加しました。
気候変動対策をめぐっては、2015 年に採択された国際的な枠組み「パリ協定」で世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べ、1.5 度に抑えるよう努力することなどを目標に掲げています。
会合を終えて 2 日会見したシャルマ議長は「目標の 1.5 度に抑えるためさらなる行動が必要だと合意が得られた」と述べ、各国がさらなる排出削減を進めなくてはならないという認識で一致したことを明らかにしました。
また、排出削減を進めるため、先進国が目標にしている官民あわせた拠出額、年間 1000 億ドル、日本円でおよそ 11 兆円の資金についても、着実に拠出する必要があるという考えを示しました。
一方で、排出削減のペースや拠出額などについて各国の立場に隔たりがあり、今月 31 日からイギリスで始まる COP26 の本会合で具体的な取り組みに向けて合意できるか注目されます。
****

[7] ***環境安全関係***

◇「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」の閣議決定及び意見募集の結果について
＜環境省　2021 年 10 月 1 日＞　https://www.env.go.jp/press/110033.html
1. 経緯
　環境省及び経済産業省が設置した「再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」（令和３年１～３月実施。全４回）において報告書が取りまとめられ、最新の知見に基づき、他の法対象事業との公平性の観点を踏まえ検討した結果、環境影響評価法の対象となる風力発電所に係る適正な規模は、第一種事業について５万 kW 以上、第二種事業について 3.75 万 kW 以上５万 kW 未満とされました。
　また、この検討会の結論を受け、「規制改革実施計画」（令和３年６月 18 日閣議決定）において、法の対象となる第一種事業の風力発電所の規模について、「１万 kW 以上」から「５万 kW 以上」に引き上げる措置を令和３年 10 月までに講じることとされました。
　以上を踏まえ、「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」が本日、閣議決定されました。
２.「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」の概要
○環境影響評価法（平成９年法律第 81 号）の対象となる風力発電所に係る規模要件（具体的な内容を環境影響評価法施行令（平成９年政令第 346 号）に規定。）について、以下のとおり改正する。
　第一種事業：「１万 kW 以上」から「５万 kW 以上」に改正
　第二種事業：「7,500kW 以上１万 kW 未満」から「３万 7,500kW 以上５万 kW 未満」に改正
○施行：令和３年 10 月 31 日。円滑な制度移行のため、所要の経過措置を設ける。

３．意見募集の結果　　添付資料６のとおり。

****

[8] *調査、公募、意見募集等*

[公募、意見募集等]

◇令和３年度及び令和２年度（第３次補正予算）追加公募　二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業）のうち、「地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業」、「温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業」及び「自動車CASE活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業」の公募開始について

＜環境省　2021年10月1日＞　https://www.env.go.jp/press/110043.html

◇「令和４年度危険物安全週間推進標語」及び「令和３年度危険物事故防止対策論文」の募集

＜総務省消防庁　2021年10月1日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/209d55b54fee1279fe88317b18192cc063064a63.pdf

---

[調査実施]

◇「令和３年度能力開発基本調査」の実施について

＜厚生労働省　2021年10月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2hsnN0Z18l_0s4BY

****

[9] *その他省庁発表*

◇【重要】雇用保険マルチジョブホルダー制度について

～ 令和４年１月１日から６５歳以上の労働者を対象に「雇用保険マルチジョブホルダー制度」を新設します～

＜厚生労働省　2021年10月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=P8TAMHG1e2XTfnitY

マルチジョブホルダー制度とは

従来の雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が１週間の所定労働時間20時間以上かつ31日以上の雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。

これに対して、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち２つの事業所での勤務を合計して以下の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢比保険者）となることができる制度です。

＜適用要件＞

・複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること

・２つの事業所（１つの事業所における１週間の所定労働時間が５時間以上20時間未満）の労働時間を合計して１週間の所定労働時間が２０時間以上であること

・２つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日であること

制度の概要は、PDF 労働者向けリーフレット、及びPDF 事業主向けリーフレットをご確認ください。

また、申請手続などの詳細はPDF 雇用保険マルチジョブホルダー制度の申請パンフレットをご確認ください。

・Q&A～雇用保険マルチジョブホルダー制度～

＜厚生労働省　2021年10月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ygs3J1Zl4k_kpdBY

◇雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第170号）

［官報］　令和3年9月30日　特別号外　第81号　1～4頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210930/20210930t00081/20210930t000810001f.html

----> 末尾［付録］

****

[10] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・中央環境審議会大気・騒音振動部会自動車排出ガス専門委員会（第65回）の開催について　　10月11日
＜環境省　2021年10月1日＞　https://www.env.go.jp/press/110019.html
（１）今後の検討課題の現状について
（２）今後の自動車排出ガス専門委員会の進め方について
（３）その他

[開催記録、報告、資料等]

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）　　10月1日
＜厚生労働省　2021年10月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6isXB3ZFwm_EgXBY
・第69回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和３年度第18回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）資料　　10月1日
＜厚生労働省　2021年10月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0hMvP059-lf8vMhY
議題
（１）ＨＰＶワクチンについて
（２）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について
（３）新型コロナワクチンの接種後の健康状況に係る調査について
（４）その他
****

[13] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE化学物質管理関連情報　第555号　2021年9月29日　から＞

〇国際

・The OECD QSAR Toolbox
＜経済協力開発機構(OECD)　2021年9月20日＞
https://www.oecd.org/env/ehs/risk-assessment/oecd-qsar-toolbox.htm
OECDは、新しい機能やデータベースを含む更新されたバージョンの QSAR Toolbox 4.5 をリリースした。この更新でワークフローエディターが強化され、IUCLIDのプラグインにより化学物質情報のインポートが可能となり、DASSガイドライン(OECD GL No.497)のプロトコルに基づき、皮膚感作に関する定義されたアプローチ自動ワークフロー（DASSAW）が更新されている。
・Good Laboratory Practice (GLP)
＜経済協力開発機構(OECD)　2021年9月21日＞
https://www.oecd.org/chemicalsafety/testing/good-laboratory-practiceglp.htm
OECDは、優良試験所基準（GLP）の原則およびコンプライアンスモニタリングに関するOECDの一連の文書 No. 22Advisory Document of the Working Party on Good Laboratory Practice on GLP Data Integrity を掲載した。このAdvisory Document(AD)No.22は、GLP研究を実施する試験施設または試験サイトにガイダンスを提供し、データ管理へのリスクベースのアプローチを促進することを目的としている。
No.22 Advisory Document of the Working Party on Good Laboratory Practice on GLP Data Integrity　→
https://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=ENV-CBCMONO(2021)26%20&doclanguage=en
・Series on Testing and Assessment: publications by number
＜経済協力開発機構(OECD)　2021年9月21日＞
https://www.oecd.org/env/ehs/testing/series-testing-assessment-publications-number.htm
OECDは、化学物質の試験と評価に関する一連の文書 No. 343 Detailed review paper on the Retinoid System を更新し掲載した。
・Watch the webinar replay on Reconciling Terminology of the Universe of Per- and Polyfluoroalkyl Substances
＜経済協力開発機構(OECD)　2021年9月21日＞
https://www.oecd.org/chemicalsafety/portal-perfluorinated-chemicals/webinars/#d.en.418532
OECDは、2021/9/16に開催したペルおよびポリフルオロアルキル物質（PFAS）の分野における用語に関するWebセミナ

ーの資料を掲載した。

・Webinar Series on Testing and Assessment Methodologies

＜経済協力開発機構(OECD)　2021 年 9 月 21 日＞

https://www.oecd.org/chemicalsafety/testing/webinars-on-testing-and-assessment-methodologies.htm

OECD は、2021/10/18（14:00 パリ時間）に開催する化学物質の安全性のための皮膚感作性に関する定義されたアプローチ（OECD GL 497）の加盟国における実施についての Web セミナーの案内を掲載した。

〇欧州

・Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (GHS Rev. 9, 2021)

＜国連欧州経済委員会(UNECE)　2021 年 9 月 15 日＞

https://unece.org/transport/standards/transport/dangerous-goods/ghs-rev9-2021

UNECE は、国連 GHS 改訂 9 版（2021）の英語版と仏語版がオンラインで利用可能となったことを発表した。この改訂には、(1) 第 2.1 章（爆発物）の改訂、(2) 判定ロジックの改訂、(3) 附属書 1 の分類およびラベルの要素表の改訂、(4) 注意喚起語の改訂と合理化、(5) 附属書 9 および 10 の化学物質の試験に OECD 試験ガイドライン参照の更新が含まれる。

〇 GHS Rev.9（英語版）　→ https://unece.org/sites/default/files/2021-09/GHS_Rev9E_0.pdf

〇 GHS Rev.9（仏語版）　→ https://unece.org/sites/default/files/2021-09/GHS_Rev9F.pdf

・European Parliament resolution of 10 July 2020 on the draft Commission implementing regulation amending Implementing Regulation (EU) No 540/2011 as regards the extension of the approval periods of the active substances beflubutamid, benalaxyl, benthiavalicarb, bifenazate, boscalid, bromoxynil, captan, cyazofamid, dimethomorph, ethephon, etoxazole, famoxadone, fenamiphos, flumioxazine, fluoxastrobin, folpet, formetanate, metribuzin, milbemectin, Paecilomyces lilacinus strain 251, phenmedipham, phosmet, pirimiphos-methyl, propamocarb, prothioconazole and S-metolachlor

＜欧州議会（European Parliament）　2021 年 9 月 15 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52020IP0197&qid=1631760809556

欧州議会は、活性物質：ベフルブタミド、ベナラキシル、ベンチアバリカルブ、ビフェナゼート、ボスカリド、ブロモキシニル、キャプタン、シアゾファミド、ジメトモルフ、エテホン、エトキサゾール、ファモキサドン、フェナミホス、フルミオキサジン、フルオキサストロビン、フォルペット、ホルメタナート、メトリブジン、ミルベメクチン、ペキロマイセス・リラシナス 251 株、フェンメディファム、ホスメット、ピリミホスメチル、プロパモカルブ、プロチオコナゾールおよび (S)-メトラクロルの承認期間延長に関する施行規則（EU）No 540/2011 を改正する欧州委員会施行規則(案)に関する 2020/7/10 付けの欧州議会決議を官報公示した。

・European Parliament resolution of 10 July 2020 on the Chemicals Strategy for Sustainability

＜欧州議会（European Parliament）　2021 年 9 月 15 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52020IP0201&qid=1631760809556

欧州議会は、持続可能性のための化学物質戦略に関する 2020/7/10 付け欧州議会決議を官報公示した。

・MEPs demand EU action plan to end the use of animals in research and testing

＜欧州議会（European Parliament）　2021 年 9 月 16 日＞

https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20210910IPR11926/meps-demand-eu-action-plan-to-end-the-use-of-animals-in-research-and-testing

欧州議会メンバー(MEP)は、「研究や規制試験、教育において動物を使用しないイノベーションへの移行を加速するための計画と行動に関する決議」を採択した。

・Biocidal products - classification of a product containing the active substance ADBAC/BKC (C12-16)

＜欧州委員会(EC)　2021 年 9 月 21 日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13060-Biocidal-products-classification-of-a-product-containing-the-active-substance-ADBAC-BKC-C12-16-_en

欧州委員会は、デンマークからの要請に応じ、アルキル（C12-16）ジメチルベンジル塩化アンモニウム（ADBAC/BKC

(C12-16)と略記）を活性物質として含む製品を洗浄製品として使用できるかどうかに関する欧州委員会の執行決定(案)に意見募集を開始した。執行決定案では、ADBAC/BKC（C12-16)を2.4%含む製品（SadolinHusrens）は藻類の成長を制御および防止するもので、欧州殺生物性製品規則（EU）No 528/2012 第3条(1)(a)により定義される殺生物性製品と考慮すべきとしている。意見提出は2021/10/19まで。

・Detergents - streamlining and updating the EU rules

＜欧州委員会(EC)　2021年9月21日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13116-Detergents-streamlining-and-updating-the-EU-rules_en

欧州委員会は、管理上の負担軽減、他の関連法との整合性、および洗剤に関する法律を技術進歩に適応させることを目的として、洗剤規則（EC）648/2004 を改正するイニシアチブについて意見募集を開始した。これは洗剤規制の最近のEU評価、化学製品のラベルに関する規則、および化学物質に関する「適合性チェック」に基づくものと説明している。意見提出は2021/10/19まで。

・European Green Deal: Commission launches public consultation for cleaner air

＜欧州委員会(EC)　2021年9月23日＞

https://ec.europa.eu/environment/news/european-green-deal-commission-launches-public-consultation-cleaner-air-2021-09-23_en

欧州委員会は、欧州グリーンディールの主要な目標である大気品質に関する欧州規則の改訂に関する意見募集を開始した。この改訂は、大気品質基準を、世界保健機関(WHO)の新しい勧告とより緊密に整合させ、地方自治体がきれいな空気を実現することを目的とするものと説明している。意見提出は2021/12/16まで。意見募集　→

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12677-Air-quality-revision-of-EU-rules_en

・Know more about hazardous chemicals in products - SCIP data published

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021年9月14日＞

https://www.echa.europa.eu/-/know-more-about-hazardous-chemicals-in-products-scip-data-published

ECHAは、製品中の高懸念物質に関する公開データベースである SCIP のデータを公開した。現在、約6,000の企業から通知された400万を超える成形品が表示されるようになり、消費者は情報に基づいた選択を行うことができ、廃棄物処理業者は、データを使用して物品の再利用を増やし、リサイクルプロセスをさらに発展させることができると報じている。

・Updated application for authorisation formats

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021年9月15日＞

https://www.echa.europa.eu/-/updated-application-for-authorisation-formats

ECHAは、企業がREACH高懸念物質(SVHC)の使用認可を申請するためのフォーマットを更新した。今後、新しいフォーマットを用いて申請する必要があるが、すでに申請内容を確定しているか確定に近い状態にある場合は、2021年末まで旧フォーマットで申請書を提出することができる。

・Submitted restrictions under consideration

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021年9月15日＞　https://www.echa.europa.eu/restrictions-under-consideration

ECHAは、フランス当局から提出された使い捨ておむつ中の特定の有害物質をREACH規則で制限する提案に対する社会経済分析委員会（SEAC）の意見(案)を公表し、意見募集を開始した。意見提出は2021/11/14まで。

・Current calls for comments and evidence

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021年9月17日＞　https://www.echa.europa.eu/calls-for-comments-and-evidence

ECHAは、アントラセン油（CAS RN 90640-80-5）および高温コールタールピッチ（CAS RN 65996-93-2）をREACH第69条(2)に基づき制限を行うかどうかに関するECHAの調査報告書について意見と情報の募集を開始した。意見および情報の提供は2021/10/29まで。

・New guide available on classifying and labelling titanium dioxide

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021年9月20日＞

https://www.echa.europa.eu/-/new-guide-available-on-classifying-and-labelling-titanium-dioxide

ECHA は、酸化チタンの分類と表示に関する新しいガイドが利用可能となったと報じている。このガイドは企業や各国の当局が、吸入した場合に発がん性と分類した酸化チタンを含む混合物をどのように分類し表示すれば良いかを理解するためのもの。

Guide on the classification and labelling of titanium dioxide →
https://www.echa.europa.eu/documents/10162/17240/guide_cnl_titanium_dioxide_en.pdf/d00695e4-e341-0a33-b0ac-bee35cb13867?t=1630666801979

・QSAR Toolbox for animal-free assessment of skin sensitization

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 9 月 20 日＞

https://www.echa.europa.eu/-/qsar-toolbox-for-animal-free-assessment-of-skin-sensitisation

ECHA は、更新された QSAR Toolbox version 4.5 には、動物実験を行わずに皮膚感作性を評価するための定義されたアプローチの自動化されたワークフローが含まれている。また新しい version 4.5 には、簡素化された Web インターフェイスや、IUCLID データベースでの構造検索が可能となったと報じている。

・Harmonised classification and labelling consultations

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 9 月 20 日＞

https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-consultation

ECHA は、２－（ジメチルアミノ）－２－（４－メチルベンジル）－１－（４－モルホリノフェニル）ブタン－１－オン（CAS RN 119344-86-4）およびトリメチルホウ酸（CAS RN 121-43-7）の欧州調和分類と表示（CLH）案を公開し、2021/11/19 までの意見募集を開始した。

・Highlights from September RAC and SEAC meetings

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 9 月 22 日＞

https://www.echa.europa.eu/-/highlights-from-september-rac-and-seac-meetings

ECHA は、2021 年 9 月に行われたリスク評価委員会（RAC）と社会経済分析委員会（SEAC）の会議のハイライトを掲載した。概要として、RAC と SEAC は欧州調和分類と表示(CLH)に関する 19 件の意見を採択し、使い捨ておむつ中の物質の制限に関して RAC が意見を採択し SEAC が意見に同意していること、さらに両委員会は 2, 4 - ジニトロトルエンの制限案が REACH 要件に準拠していることに同意してることなどが挙げられている。

・Guidance on CLP Guidance on harmonised information relating to health emergency response - Annex VIII to CLP

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 9 月 22 日＞

https://www.echa.europa.eu/guidance-documents/guidance-on-clp?utm_source=echa.europa.eu&utm_medium=display&utm_campaign=customer-insight&utm_content=homepage-howto

ECHA は、健康緊急対応に関連する調和化された情報―CLP 規則の附属書 VIII のガイダンス（Version 4.0）が 22 カ国語で利用可能となったと案内している。Web サイトの右上の言語切り替え欄を目的の言語に切り替えることで、その言語のガイダンスがダウンロードできます。

・Submitted restrictions under consideration

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 9 月 22 日＞　https://www.echa.europa.eu/restrictions-under-consideration

ECHA は、２，４－ジニトロトルエン（CAS RN 121-14-2）を 0.1 重量%を超える濃度で含む成形品を、一般大衆および専門家の使用のために上市することに関する REACH 制限案について意見募集を開始した。意見提出は 2022/3/22 まで。

・Glyphosate: ECHA and EFSA launch consultations

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 9 月 23 日＞

https://www.echa.europa.eu/-/glyphosate-echa-and-efsa-launch-consultations

ECHA と欧州食品安全機関（EFSA）は、共にグリホサートの初期の科学的評価に関する 60 日間の意見募集を開始した。ECHA の意見募集はグリホサートの欧州調和分類と表示（CLH）報告書に関するもので、EFSA の意見募集は更新評価報告書に関するもの。

・Harmonised classification and labelling consultations

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 9 月 23 日＞

https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-consultation

ECHA は、グリホサート（CAS RN 1071-83-6）の欧州調和分類と表示（CLH）案を公開し、意見募集を開始した。意見提出は 2021/11/22 まで。

・List of substances proposed as POPs

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 9 月 23 日＞

https://www.echa.europa.eu/web/guest/list-of-substances-proposed-as-pops

ECHA は、ストックホルム条約の残留性有機汚染物質（POPs）として提案された（1）Chlorinated paraffins with carbon chain lengths in the range C14-17 and chlorination levels at or exceeding 45 per cent chlorine by weight（英国提案）（CAS RN 特定されず）、（2）Long-chain perfluorocarboxylic acids, their salts and related compounds（カナダ提案）（CAS RN 特定されず）、および欧州連合が提案した（3）クロルピリホス（CAS RN 921-88-2）を ECHA の POPs 提案リストに記載した。これらの提案物質は 2022 年 1 月の POPs 審査委員会で検討される。

・ドイツ連邦環境省、海洋ごみとプラスチック汚染対策のための国際閣僚会議の内容を紹介（発表日：2021/9/2）

＜環境展望台：国立環境研究所　2021 年 9 月 2 日＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=32442

・欧州化学物質庁、ベビー用おむつに含まれる化学物質によるリスクは実証されないと発表（発表日：2021/9/10）

＜環境展望台：国立環境研究所　2021 年 9 月 10 日＞

https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=32475

・欧州環境庁、2019 年は EU 全体として 4 つの主要大気汚染物質の排出基準を遵守と報告(発表日：2021/8/26)

＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2021 年 9 月 13 日＞

https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=46052&oversea=1

・ドイツ　改正農薬使用令が施行。グリホサートの使用を段階的に廃止へ(発表日：2021/9/8)

＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2021 年 9 月 24 日＞

https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=46087&oversea=1

○英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/GBR/43

＜英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）　2021 年 9 月 24 日＞

http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/174466?FromAllNotifications=True

英国政府は、RoHS 規則：電気電子機器中の特定の有害化学物質の制限（改正）規則 2021 を WTO/TBT 通報した。この改正では、4 種のフタル酸エステル（DEHP、BBP、DBP、DIBP）の医療機器および監視制御機器への使用制限を拡張、超音波画像システムで使用される電気回転コネクタ中の水銀の使用免除を 5 年間延長などの措置が図られる。この通報への意見提出は 2021/11/23 まで。WTO/TBT 通報文書

→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/GBR/21_6085_00_e.pdf

→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/GBR/21_6085_01_e.pdf

---

○米国

・Preliminary Effluent Guidelines Program Plan 15

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 9 月 14 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/09/14/2021-19787/preliminary-effluent-guidelines-program-plan-15

EPA は、水質浄化法（CWA）に従い、予備廃水ガイドラインプログラム計画 15 予備計画 15）の公開と意見募集することを官報公示した。意見募集は 2021/10/14 まで。

・Ortho-Phthalaldehyde; Receipt of Application for Emergency Exemption, Solicitation of Public Comment

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 9 月 15 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/09/15/2021-19911/ortho-phthalaldehyde-receipt-of-application-for-emergency-exemption-solicitation-of-public-comment

EPA は、アメリカ航空宇宙局（NASA）から、フタルアルデヒド（別名：o-フタルアルデヒド）（CAS RN 643-79-8）を国際宇宙ステーションの内部アクティブ熱制御システムの冷却剤中の微小好気性細菌を制御するために使用する申請を

受け、このEPAに登録されていない新しい化学物質の使用を承認するかどうか決定する前に連邦規則に基づき意見募集を行うことを官報通知した。意見提出は2021/9/30まで。

・Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (21-1.B)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021年9月16日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/09/16/2021-20023/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-21-1b

EPAは、製造前届出（PMN）の対象となった特定の化学物質（21-1.B）にTSCAに基づく重要新規利用規則（SNUR）を発行する最終規則を官報公示した。この規則は2021/11/15に発効する。

・Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (20-9.B)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021年9月16日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/09/16/2021-20024/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-20-9b

EPAは、製造前届出（PMN）の対象となった特定の化学物質（20-9.B）にTSCAに基づく重要新規利用規則（SNUR）を発行する最終規則を官報公示した。この規則は2021/11/15に発効する。

・Regulation of Persistent, Bioaccumulative, and Toxic Chemicals Under TSCA Section 6(h); Phenol, Isopropylated Phosphate (3:1); Compliance Date Extension

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021年9月17日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/09/17/2021-19516/regulation-of-persistent-bioaccumulative-and-toxic-chemicals-under-tsca-section-6h-phenol

EPAは、TSCA第6条(h)に基づき公布されたイソプロピル化フェノール＝ホスファート（3：1）（PIP(3：1)）（CAS RN 68937-41-7)に適用される規則を修正する最終規則を官報公示した。具体的には、特定のPIP(3：1)を含む成形品およびそれらの成形品の製造に使用されたPIP(3：1)の商取引における加工および流通に適用される規則への遵守日を、2021/3/8から2022/3/8まで延期するもので、この最終規則は2021/9/17に発効する。

・National Volatile Organic Compound Emission Standards for Aerosol Coatings Amendments

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021年9月17日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/09/17/2021-19896/national-volatile-organic-compound-emission-standards-for-aerosol-coatings-amendments

EPAは、大気浄化法（CAA）に基づいてエアゾールコーティングカテゴリー（エアゾールスプレー塗料）の反応性に基づく排出基準を定めている「エアゾールコーティングに関する国家揮発性有機化合物（VOC）排出基準」を改正する提案規則を官報公示した。この提案規則への意見提出は2021/11/16まで。

・Agency Information Collection Activities; Proposed Renewal of an Existing Collection and Request for Comment; Chemical Data Reporting Under the Toxic Substances Control Act (TSCA)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021年9月21日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/09/21/2021-20355/agency-information-collection-activities-proposed-renewal-of-an-existing-collection-and-request-for

EPAは、「TSCAに基づく化学物質データ報告（CDR)」と題され、EPA ICR No.1884.13およびOMB管理番号2070-0162で識別される既存の情報収集要求（ICR）の更新を審査と承認のため行政管理予算局（OMB）に提出予定であるが提出前に当該 ICR に対する意見募集を行う事を官報公示した。意見提出は2021/11/22まで。

・Certain New Chemicals or Significant New Uses; Statements of Findings for July 2021

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021年9月21日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/09/21/2021-20356/certain-new-chemicals-or-significant-new-uses-statements-of-findings-for-july-2021

EPAは、TSCAに基づき届出された新規化学物質の製造前届出（PMN)、微生物商業利用届出（MCAN)、および重要新規利用届出（SNUN)について、2021/7/1～2021/7/31の期間に行った審査でEPAが不当なリスクを呈する可能性は低いと認定したものをTSCAの要求に従い官報公示した。

・U.S. Will Dramatically Cut Climate-Damaging Greenhouse Gases with New Program Aimed at Chemicals Used in

Air Conditioning, Refrigeration
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 9 月 23 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/us-will-dramatically-cut-climate-damaging-greenhouse-gases-new-program-aimed-chemicals
EPAは、空調や冷凍機に使用される気候に悪影響をもたらすハイドロフルオロカーボン（HFC）の生産と消費を制限し、かつ段階的に削減する包括的なプログラムを確立する最終規則を発表した。この最終規則により、2020 年 12 月に制定された米国のイノベーションと製造（AIM）法によって義務付けられているように、今後 15 年間で HFC の米国における生産と消費を 85%削減するとしている。
・Certain New Chemicals; Receipt and Status Information for August 2021
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 9 月 24 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/09/23/2021-20606/certain-new-chemicals-receipt-and-status-information-for-august-2021
EPA は、TSCA 第 5 条に基づき 2021/8/1～2021/8/31 の期間に受理した製造前届出(PMN)、重要新規利用届出(SNUN)、微生物商業活動届出(MCAN)、バイオテック免除、テストマーケティング免除、および新規化学物質の製造(輸入を含む)の開始通知(NOC)に加え、試験情報の受領や修正通知を官報公示した。掲載事項への意見提出は 2021/10/25 まで。
・EPA Extends Submission Deadline for Health and Safety Studies on Fifty Chemicals
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 9 月 24 日＞
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-extends-submission-deadline-health-and-safety-studies-fifty-chemicals
EPA は、2021 年 6 月に TSCA 第 8 条(d)の健康と安全に関するデータ報告規則に 50 の化学物質を追加することを発表しているが、50 の化学物質の製造業者(輸入業者を含む)の提出期限を延長することを発表した。提出期限は当初 2021/9/27 であったが、50 の化学物質のうち 20 の化学物質については 2021/12/1 まで、30 の化学物質については 2022/1/25 まで期限を延長した。
・EPA Releases Outreach Materials for National Lead Poisoning Prevention Week
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 9 月 24 日＞
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-releases-outreach-materials-national-lead-poisoning-prevention-week
EPA は、全国鉛中毒予防週間（NLPPW）に備えて活動支援資料をリリースした。2021 年の NLPPW 活動支援資料は、利害関係者が地域レベルで鉛暴露防止活動やイベントを促進するのを支援するために作成されている。
・アメリカ環境保護庁、PFAS の検査法の草案を公表（発表日：2021/9/2）
＜環境展望台：国立環境研究所　2021 年 9 月 2 日＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=32443

○オーストラリア

・Variation of Inventory listing following revocation of CBI approval - 15 September 2021
＜オーストラリア　2021 年 9 月 15 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/variation-inventory-listing-following-revocation-cbi-approval-15-september-2021
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、4 件の工業化学品の名称の秘密企業情報（CBI）承認が取り消されたことから、当該物質の化学品インベントリを変更した。
・Current and recently completed evaluations - rolling action plan
＜オーストラリア　2021 年 9 月 17 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/current-and-recently-completed-evaluations-rolling-action-plan
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、現在進行中および最近完了した化学品の優先評価－ローリングアクションプランを公開した。ローリングアクションプランは、評価選択分析（ESA）プロセスを基に選択された評価対象化学品に優先順位をつけるもの。評価対象化学品のリスト　→

https://www.industrialchemicals.gov.au/consumers-and-community/our-evaluations/rolling-action-plan-our-chemical-evaluations-list

・Evaluations notice - 17 September 2021

＜オーストラリア　2021 年 9 月 17 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/evaluations-notice-17-september-2021

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法(IC Act 2019)第 78 条に基づき、オーストラリア工業化学品インベントリーに掲載されている特定の化学物質の使用に伴う人の健康や環境へのリスクについて、16 件の評価を完了した。アクションプラン　→

https://www.industrialchemicals.gov.au/consumers-and-community/our-evaluations/rolling-action-plan-our-chemical-evaluations-list

・Our roadmap for evaluating industrial chemicals

＜オーストラリア　2021 年 9 月 17 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/our-roadmap-evaluating-industrial-chemicals

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、オーストラリアで化学品を製造および輸入（導入）または使用することによる人健康と環境への影響を評価するための戦略的アプローチである AICIS 評価ロードマップを公開した。

評価ロードマップ　→

https://www.industrialchemicals.gov.au/consumers-and-community/our-evaluations/evaluations-roadmap

****

[13] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・積極的な接種勧奨を再開へ　子宮頸がんワクチン

＜共同通信　2021 年 10 月 1 日＞　https://nordot.app/816619462589988864?c=39546741839462401

子宮頸がんなどの原因となるヒトパピローマウイルス（HPV）の感染を防ぐワクチンの接種について、厚生労働省の専門部会は 1 日、2013 年以降中止していた積極的な接種勧奨の再開を認めることで一致した。今後、厚労省は再開に向けて、中止期間中に接種機会を逃した人への対応や副反応が出た場合の相談体制の整備など具体策を検討する。

専門部会は、海外の大規模研究で予防効果が示されていることや、接種後に生じた痛みなどの症状に苦しんでいる人への支援策が行われていることを踏まえて「積極的勧奨の再開を妨げる要素はない」と判断した。

・風疹ワクチン接種率 目標の 4 割未満 受診控えなど コロナ影響

＜NHK　2021 年 10 月 4 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211004/k10013289571000.html

---

◇新化学物質、化学物質新利用技術等

・ALS 進行、白血病の薬で食い止める　iPS 創薬の治験で世界初

＜朝日新聞　2021 年 10 月 1 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP9Z7QBWP9ZPLBJ001.html

---

・AI 技術を新素材開発に　会津大・京都工芸繊維大が連携

＜朝日新聞　2021 年 10 月 3 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASPB26RHQPB2UGTB006.html

◇その他

・東大、1000 億円基金創設方針　女子学生、26 年度までに 3 割

＜朝日新聞　2021 年 10 月 2 日＞　https://www.asahi.com/articles/DA3S15062824.html

東京大学は１日、今後６年間の「基本方針」を発表した。自主財源確保のため１千億円程度の基金創設計画や、現在23・8％にとどまっている学生の女性比率を2026年度末までに30％に引き上げるとの目標などを盛り込んだ。東大は総長が交代するたびに、新総長の６年の任期中に取り組む主な事項を示してきた。今回の方針は、４月に

就任した藤井輝夫総長がまとめた。

１千億円基金は、寄付や産学連携を通じて得た収入などを今後10～15年かけて積み上げ、運用益で国内外の著名な研究者を招聘（しょうへい）することなどを目指す。国の補助金の大幅な増加が見込めないなか、大学の判断で自由に使える独自財源を増やすことを目指す。

ただ、基金の実現には、使途が決まっていないお金を国立大が長期間ストックできない国の制度の見直しが必要。１日の発表会見で藤井総長は、文科省と交渉中だとした。

基本方針には、学生や教員の起業などを支援するため、新たに600億円規模の基金を作る計画も盛り込んだ。東大が100億円程度を出資したうえで、外部からの出資も募るという。

女性比率については具体的な目標を示した。東大は９年前、「20年までに女子学生比率を30％に引き上げる」との目標を示したが、現状は学部生19・5％、大学院生28・2％で全体としては23・8％。藤井総長は「30％は相当がんばらないと達成できないレベル。東大を目指す生徒たちに姿勢を理解してもらうことが大事だ」と述べた。現在19％の女性教員比率も25％に引き上げるとした。

・東大が行動計画　1000 億円基金創設　優秀な研究者獲得に

＜毎日新聞　2021 年 10 月 2 日＞　https://mainichi.jp/articles/20211002/ddm/012/100/153000c

---

・任命拒否、学長の 56%が政府対応を問題視　「説明不十分」

＜朝日新聞　2021 年 10 月 1 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP9Z6G0QP9YUTIL05R.html

日本学術会議が推薦した会員候補 6 人の任命を菅義偉首相が拒否した問題について、朝日新聞と河合塾が共同調査「ひらく　日本の大学」の一環で各大学の学長に受け止めを尋ねたところ、「問題がある」と答えた割合は「大いに」と「少し」を合わせて 56%だった。任命拒否の理由を政府が十分に説明していないとの声が目立った。

調査はコロナ禍の影響などを探るために今年 6～8 月、国公私立の 775 大学を対象に実施し、85%にあたる 655 大学が回答。任命拒否問題については、回答することによって不利益を被ることがないよう、大学名を公表しないことを前提に質問した。

政府の対応について「大いに問題がある」と答えたのは 226 大学（34・5%）、「少し問題がある」は 141 大学（21・5%）だった。「任命拒否の具体的根拠が全く示されないまま」「理由を明示しない公的決定は許容しがたい」などの理由を挙げた大学が多かった。

一方、「どちらとも言えない」は 185 大学（28・2%）、「まったく問題ない」と「関心がない」はいずれも 36 大学（5・5%）。31 大学（4・7%）はこの質問に答えなかった。

西日本のある私立大の学長は任命拒否について「政府を批判する研究者を排除するかのような『政治主導』はまったく不適切」と指摘。調査で 3 割近くが「どちらともいえない」を選び、回答しなかった大学もあったことについて「立場を表明したくないというのが多くの大学の本音だろう。人事と予算で大学をコントロールする政府に対し、大学側は牙を抜かれているのが実情だ。首相の交代で状況がよくなることを期待したい」と話した。

****

[付録]

◇雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 170 号）　　上記［9］関係

［官報］　令和 3 年 9 月 30 日　特別号外　第 81 号　1～4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210930/20210930t00081/20210930t000810001f.html

○厚生労働省令第 170 号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第六号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 3 年 9 月 30 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前

附　則 **第十五条の四の三**　（略） ２～10　（略） 11　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下この項及び第十三項並びに第十七条の二の五第二項第二号において「特措法」という。）第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域（以下この項及び第十七条の二の五第二項第二号において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針（第十三項において「基本的対処方針」という。）に沿つて行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号。第十三項において「特措法施行令」という。）第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中の休業等（令和三年一月八日から同年九月三十日までに行つたものであつて、対象区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、同条第二項第一号及びこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。 12～20　（略） **第十七条の二の四**　第百十六条第一項の育児休業等支援コース助成金として、同条第六項に規定するもののほか、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間における第一号イ又はロの有給休暇について、同号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。一新型コロナウイル	附　則 **第十五条の四の三**　（略） ２～10　（略） 11　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下この項及び第十三項において「特措法」という。）第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域（以下この項において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針（第十三項において「基本的対処方針」という。）に沿つて行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号。第十三項において「特措法施行令」という。）第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中の休業等（令和三年一月八日から同年九月三十日までに行つたものであつて、対象区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、同条第二項第一号及びこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。 12～20　（略） **第十七条の二の四**　第百十六条第一項の育児休業等支援コース助成金として、同条第六項に規定するもののほか、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間における第一号イ又はロの有給休暇について、同号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。一新型コロナウイル

ス感染症に対応した仕事と育児との両立の推進に資する職場環境の整備に関する取組（イ又はロの有給休暇を与えるための制度の整備を除く。）を行い、かつ、次のいずれかに該当する事業主イその雇用する被保険者が、学校教育法第一条に規定する小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校その他の雇用環境・均等局長が定める施設及び事業（ロ並びに次条第二項第一号イ及びロにおいて「小学校等」という。）のうち、新型コロナウイルス感染症に関する対応として学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条に規定する臨時休業その他これに準ずる措置を講じたものに就学し、又はこれを利用している子どもの世話をその保護者として行うための有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。以下この項及び次条において同じ。）を与えるための制度を整備する措置を講じ、当該規定に基づき、有給休暇を取得させた事業主 ロ　（略） 二　（略） ２・３　（略）	ス感染症に対応した仕事と育児との両立の推進に資する職場環境の整備に関する取組（イ又はロの有給休暇を与えるための制度の整備を除く。）を行い、かつ、次のいずれかに該当する事業主イその雇用する被保険者が、学校教育法第一条に規定する小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校その他の雇用環境・均等局長が定める施設及び事業（ロにおいて「小学校等」という。）のうち、新型コロナウイルス感染症に関する対応として学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条に規定する臨時休業その他これに準ずる措置を講じたものに就学し、又はこれを利用している子どもの世話をその保護者として行うための有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。以下この項において同じ。）を与えるための制度を整備する措置を講じ、当該規定に基づき、有給休暇を取得させた事業主 ロ　（略） 二　（略） ２・３　（略）
第十七条の二の五　第百十五条第一号の両立支援等助成金として、第百十六条第一項に規定するもののほか、令和三年八月一日から同年十二月三十一日までの間における次項第一号イ又はロの有給休暇について、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を支給するものとする。（新設）２　新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。一　次のいずれかに該当する事業主 イ　その雇用する被保険者が、小学校等のうち、新型コロナウイルス感染症に関する対応として学校　保健安全法第二十条に規定する臨時休業その他これに準ずる措置を講じたものに就学し、又はこれを利用している子どもの世話をその保護者として行うための有給休暇の申出をした場合に、当該被保険者に対して有給休暇を取得させた事業主 ロ　その雇用する被保険者が、小学校等に就学し、又はこれを利用している子どもであつて、　次のいずれかに該当することにより、校長が当該小学校等の出席を停止させ、若しくはこれに出席しなくてもよいと認めたもの又はこれを利用しないことが適当であるものの世話をその保護	（新設）

者として行うための有給休暇の申出をした場合に、当該被保険者に対して有給休暇を取得させた事業主 ⑴　新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したこと ⑵　新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのあること ⑶　新型コロナウイルス感染症の病原体に感染した場合に重症化するおそれのある疾患を有すること 二　前号イ又はロの有給休暇に係る者一人につき、前号イ又はロの事業主が支払った賃金の額に相当する額として雇用環境・均等局長の定める方法により算定した額（その額を当該賃金の支払の基礎となった日数で除して得た額が、一万三千五百円（ただし、その雇用する被保険者に対して前号イ又はロの有給休暇を取得させた事業主が、当該有給休暇の期間の全部又は一部の期間において対象区域又は特措法第三十一条の四第一項に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に係る同項第二号に掲げる区域のうち雇用環境・均等局長が定める区域に所在する事業所を有する場合は、一万五千円）を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額） ３　前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金は、国等に対しては、支給しないものとする。 ４　第百二十条の二及び第百四十条の三の規定は、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金について準用する。この場合において、第百二十条の二第一項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の五第二項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体」とあるのは「事業主」と、「支給しないものとする」とあるのは「支給しないものとする。ただし、雇用環境・均等局長が必要があると認めるときは、別段の定めをすることができる」と、同条第二項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の五第二項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体の」とあるのは「事業主の」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、「支給しないものとする」とあるのは「支給しない	

ものとする。ただし、雇用環境・均等局長が必要があると認めるときは、別段の定めをすることができる」と、同条第三項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の五第二項の規定」と、「という。）　又は訓練を行つた機関（以下「訓練機関」という。）」とあるのは「という。）」と、「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金に」とあるのは「新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金に」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、第百四十条の三第一項中「第百二十条に規定する雇用関係助成金及び第百三十九条の四第一項に規定する雇用関係助成金」とあるのは「新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金」と、「二割」とあるのは「二割（附則第十七条の二の五第四項の規定により読み替えて準用する第百二十条の二の規定に基づく雇用環境・均等局長の別段の定めにより附則第十七条の二の五第二項の規定による支給を受ける場合については、二倍）」と、同条第二項中「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金」とあるのは「新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金」と読み替えるものとする。	
第十七条の二の六　第百十五条第一号の両立支援等助成金として、第百十六条第一項に規定するもののほか、次項第一号の休暇について、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金を支給するものとする。	第十七条の二の五　第百十六条の両立支援等助成金として、同条に規定するもののほか、次項第一号の休暇について、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金を支給するものとする。
２・３　（略）	２・３　（略）
４　第百二十条の二及び第百四十条の三の規定は、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金について準用する。この場合において、第百二十条の二第一項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の六第二項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体」とあるのは「事業主」と、「支給しないものとする」とあるのは「支給しないものとする。ただし、雇用環境・均等局長が必要があると認めるときは、別段の定めをすることができる」と、同条第二項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の六第二項の規定」	４　第百二十条の二及び第百四十条の三の規定は、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金について準用する。この場合において、第百二十条の二第一項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の五第二項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体」とあるのは「事業主」と、「支給しないものとする」とあるのは「支給しないものとする。ただし、雇用環境・均等局長が必要があると認めるときは、別段の定めをすることができる」と、同条第二項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の五第二項の規定」

と、「雇用関係助成金は」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体の」とあるのは「事業主の」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、「支給しないものとする」とあるのは「支給しないものとする。ただし、雇用環境・均等局長が必要があると認めるときは、別段の定めをすることができる」と、同条第三項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の六第二項の規定」と、「という。）又は訓練を行つた機関（以下「訓練機関」という。）」とあるのは「という。）」と、「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金に」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金に」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、第百四十条の三第一項中「第百二十条に規定する雇用関係助成金及び第百三十九条の四第一項に規定する雇用関係助成金」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金」と、「二割」とあるのは「二割（附則第十七条の二の六第四項の規定により読み替えて準用する第百二十条の二の規定に基づく雇用環境・均等局長の別段の定めにより附則第十七条の二の六第二項の規定による支給を受ける場合にあつては、二倍）」と、同条第二項中「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金」と読み替えるものとする。	と、「雇用関係助成金は」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体の」とあるのは「事業主の」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、「支給しないものとする」とあるのは「支給しないものとする。ただし、雇用環境・均等局長が必要があると認めるときは、別段の定めをすることができる」と、同条第三項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の五第二項の規定」と、「という。）又は訓練を行つた機関（以下「訓練機関」という。）」とあるのは「という。）」と、「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金に」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金に」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、第百四十条の三第一項中「第百二十条に規定する雇用関係助成金及び第百三十九条の四第一項に規定する雇用関係助成金」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金」と、「二割」とあるのは「二割（附則第十七条の二の五第四項の規定により読み替えて準用する第百二十条の二の規定に基づく雇用環境・均等局長の別段の定めにより附則第十七条の二の五第二項の規定による支給を受ける場合にあつては、二倍）」と、同条第二項中「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金」と読み替えるものとする。
（削る） （法附則第十四条の二第二項の厚生労働省令で定めるもの） 第三十二条の二　法附則第十四条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、附則第十七条の二の五第一項に規定する新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金とする。	第十七条の二の六　削除 第三十二条の二　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の雇用保険法施行規則（次項及び第三項において「新雇保則」という。）附則第十七条の二の五の規定は、令和三年八月一日以降に取得した同条第二項第一号イ又はロの有給休暇について適

用する。

２　令和三年八月一日からこの省令の施行の日までの間における有給休暇について、雇用保険法施行規則附則第十七条の二の四第一項に規定する育児休業等支援コース助成金の支給を受けた事業主に対しては、新雇保則附則第十七条の二の五第一項に規定する新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金は支給しないものとする。

３　新雇保則附則第十七条の二の四第一項に規定する育児休業等支援コース助成金は、令和三年十月一日から同年十二月三十一日までの間における同項第一号イ又はロの有給休暇については、支給しないものとする。

********** 以上 **********